

第48期決算公告

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,304,929	流動負債	294,289
現金及び預金	63,079	工事未払金	77,181
受取手形、 完成工事未収入金 及び契約資産	657,647	未払金	44,400
CMS貸付金	580,251	未払費用	40,933
未収入金	1,508	未払法人税等	15,745
その他流動資産	2,443	未払消費税	28,433
		契約負債	13,700
		預り金	6,403
		賞与引当金	55,490
固定資産	175,596	製品保証等引当金	12,000
有形固定資産	96,147	固定負債	136,279
建物	60,771	退職給付引当金	135,479
構築物	3,007	役員退職慰労引当金	800
機械装置	197	負債合計	430,568
車輛運搬具	16,176	(純資産の部)	
工具器具備品	15,994	株主資本	1,049,958
無形固定資産	6,544	資本金	140,000
施設利用権	2,410	資本剰余金	116,500
ソフトウェア	4,133	資本準備金	116,500
投資その他の資産	72,905	利益剰余金	793,458
長期前払費用	360	利益準備金	17,950
繰延税金資産	68,663	その他利益剰余金	775,508
その他	3,881	別途積立金	137,000
		繰越利益剰余金	638,508
		(うち当期純利益)	(112,015)
		純資産合計	1,049,958
資産合計	1,480,526	負債・純資産合計	1,480,526

注 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金：個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産：定額法によっております。

ロ. 無形固定資産：定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

ロ. 製品保証等引当金

売上した建設工事等に係る瑕疵担保等の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて内規に基づく基準額を計上しておりましたが、平成26年6月16日に開催された定時株主総会にて慰労金の打切り支給議案が可決され、役員退職慰労金制度を廃止しました。

しかし、定時株主総会では、対象役員の退任時の支給を決議したのみのため、基準額は引き続き「役員退職慰労引当金」に表示しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務業務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

収益認識基準を適用したため、貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形」「完成工事未収入金」は、「受取手形、完成工事未収入金及び契約資産」に、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は「契約負債」に含めて表示することとしております。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要事項

イ. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式数 普通株式 5,000株

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。